

コンクリート診断士講習会受講料、試験受験料、登録料

および研修会受講料等に関する内規

平成 11 年 10 月 2 日 制定

平成 25 年 12 月 26 日 改正

(目 的)

第1条 コンクリート診断士(以下、診断士という)講習会の受講料、診断士試験の受験料、診断士の登録料および診断士研修会の受講料、等の金額については、この内規の定めるところによる。

(講習会受講料)

第2条 受講料は、21,600 円 (消費税込、テキスト含む) とする。

(受験願書類)

第3条 受験願書類は、一式 1,000 円 (郵送料込、消費税込) とする。

(受験料)

第4条 受験料は、10,800 円 (消費税込) とする。

(登録料)

第5条 登録料および再登録料は、1 回の登録につき 6,700 円 (消費税込、登録証および登録者証の発行を含む) とする。別途、英文登録証明書を発行する場合は、1 通につき 830 円 (消費税込) とする。

(再発行手数料)

第6条 登録証および登録者証 (カード) の再発行手数料は次の通りとする。

登録証	1 通につき	1,240 円 (消費税込) とする。
登録者証 (カード)	1 通につき	1,550 円 (消費税込) とする。

2. 英文登録証明書の再発行手数料は次の通りとする。

英文登録証明書	1 通につき	830 円 (消費税込) とする。
---------	--------	-------------------

(研修会受講料)

研修会受講料は、8,640 円 (消費税込) とする。

(所管と改廃)

第 8 条 この内規は、総務財務委員会が所管し、その改廃は理事会が決定する。

付 則

1. この内規は、平成 11 年 10 月 2 日より実施する。
2. この内規の改正は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。